

下呂市告示第177号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、下呂市会計規則（平成16年下呂市規則第43号）第15条の2の規定のより告示する。

令和2年9月1日

下呂市長 山内 登

1. 指定代理納付者の名称及び住所

名 称	住 所
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
L I N E P a y 株式会社	東京都品川区西品川1丁目1-1

2. 指定代理納付者に納付させる歳入

下呂市手数料条例（平成16年下呂市条例第62号）及び下呂市複写又は印刷実費徴収規程（平成25年下呂市告示13号）に基づき徴収する歳入

3. 指定代理納付者に歳入させる期間

令和2年9月1日から契約終了の日まで